

公益社団法人 日本家庭園芸普及協会会長 殿

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課長
消費・安全局食品安全政策課長
農産安全管理課長
農産局園芸作物課長
農村振興局農村政策部都市農村交流課長

有毒植物による食中毒防止の徹底について（周知）

例年、特に春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生することを受けて、厚生労働省から別紙のとおり「有毒植物による食中毒防止の徹底について」（令和6年3月19日付け健生食監発0319第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知）を各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部（局）長宛て通知したとの連絡とともに、関係機関等への周知依頼がなされました。

つきましては、同通知について御了知いただきますとともに、貴会会員への情報提供、注意喚起をお願いいたします。

また、近年、別添1のとおり、農産物直売所等で販売されていた山菜や野菜に混じって有毒植物が販売され、当該有毒植物を喫食した消費者に食中毒が発生するという事例が報告されています。

このため、農産物直売所の管理者や農産物直売所に野菜、山菜等を出荷する生産者に対し、別添2の事項に留意するよう、会員を通じて改めて周知していただくようお願いします。

なお、農林水産省においても「野菜・山菜とそれに似た有毒植物」に関するリーフレット等を作成し、ウェブサイトに掲載していますので、機会をとらえて関係者への情報提供、注意喚起にご活用いただければ幸いです。

（参考）

農林水産省ウェブサイト

○知らない野草・山菜は採らない・食べない！

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/rinsanbutsu/natural_toxins.html

○野菜・山菜とそれに似た有毒植物

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/rinsanbutsu/leaflet.html>

○植物による食中毒にご注意を！！（フェイスブック）

<https://www.facebook.com/maffjapan/posts/pfbid02WsC84vTKUh6zkeLczNs5QE451uqoVtkF2ei77RT7gRWFfLSDC496s9Ab3mSkKMI>

厚生労働省ウェブサイト

○有毒植物による食中毒に注意しましょう

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html

○自然毒のリスクプロファイル

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

(別添1)

野菜、山菜と誤って有毒植物が農産物直売所等に出荷・販売され、食中毒が生じた近年の事例

【事案1】

発生年月日	令和2年12月27日
発生場所	宮崎県日南市
原因植物	クワズイモ（根茎）
概要	生産者がクワズイモの根茎を長芋と誤って農産物直売所に出荷し、それを購入して喫食した1名に食中毒が発生。
原因	生産者がクワズイモの根茎を長芋と誤認して採取し、農産物直売所に出荷したもの。

【事案2】

発生年月日	令和2年9月26日～30日
発生場所	宮崎県宮崎市及び西都市
原因植物	クワズイモ（葉柄）
概要	生産者が農産物直売所に出荷した食用の芋茎（いもがら）にクワズイモの葉柄が混入し、それを購入して喫食した8名に食中毒が発生。
原因	生産者のサトイモ畑にクワズイモが意図せず混入していたもの。

【事案3】

発生年月日	令和元年11月19日
発生場所	千葉県市川市
原因植物	スイセン属植物
概要	野菜販売事業者が、スイセン属植物をニラと誤認して販売し、それを購入して喫食した3名に食中毒が発生。
原因	野菜販売事業者が、近隣の雑木林からスイセン属植物をニラと誤って採取し、販売したもの。

【事例 4】

発生年月日	平成 28 年 5 月 1 日
発生場所	岐阜県飛騨市
原因食品	コルチカム（イヌサフラン）
概要	農家がイヌサフランの葉（有毒）をギョウジャニンニクと誤認して農産物直売所に出荷し、それを購入して喫食した 1 名に食中毒が発生。
原因	農家がイヌサフランを畑の際に植えたことを失念し、ギョウジャニンニクが自生したものと誤認して採取し、出荷してしまったもの。

- ✓ 各事例の原因は、県からの聴き取り、食品衛生学雑誌食中毒事件例及び報道情報による。
- ✓ 食中毒は発生しなかったが、令和 2 年 2 月に埼玉県農業物産館でスイセンをニラと誤って販売したおそれがあるとして、回収が行われた事案あり。
- ✓ これら以外にも、農産物直売所で販売された野菜や山菜、きのこ類に有毒植物や毒きのこが混入し、食中毒が発生した事案や回収が行われた事案が複数報告されている。

農産物直売所の管理者等における留意事項

1. 農産物直売所の管理者

- 農産物を販売する前には、直売所に持ち込まれた野菜や山菜等に、食用不可な植物（観賞用植物や雑草）の混入や有毒植物との取り違えがないことを現品で確認すること
（特に確認が必要な野菜や山菜の例：ニラ、ギョウジャニンニク）
- 食用と確実に判断できない植物については、野菜や山菜等として販売しないこと
- 都道府県衛生部局や専門家の助力を得つつ、有毒植物に関する知見の収集を行い、農産物直売所の従業員や出荷者に対し、食用の野菜・山菜等と誤認しやすい有毒植物やその混入防止策に関する講習や情報提供を行うこと

2. 農産物直売所に野菜、山菜等を出荷する生産者

- 食用と確実に判断できない植物については、採取したり、農産物直売所に出荷したりしないこと
- 野菜や山菜等を出荷する前には、食用不可の植物が混入していないか確認すること
- 野菜や山菜を栽培する場合は、食用種であることが確実な種苗を用いること
- 農地やその近辺には、食用植物と誤認しやすい有毒植物を植えないこと
（注意が必要な有毒植物の例：スイセン、コルチカム（イヌサフラン））